

報 道 資 料

平成 29 年 9 月 21 日
総 務 部 総 務 課
県政情報係 新谷、橋本
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2388

奈良県情報公開審査会の第 200 号答申について

行政文書の不開示決定に対する異議申立てについての諮問第 246 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 29 年 9 月 20 日
- ◎ 実 施 機 関：県土マネジメント部まちづくり推進局 建築課
- ◎ 対 象 行 政 文 書：奈良県高田土木事務所へ提出の特定の建築確認申請書のうち、ア 農家判定制度に係る都市計画法第 29 条第 1 項第 2 号又は同条第 2 項第 1 号に該当する旨の農家判定書 イ 上記の建築確認を取得して建築した建築物の開発（建築）行為が、農家判定制度に係る都市計画法第 34 条第 1 4 号又は都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ホに該当する旨の農家の分家住宅としての農家判定書を受けたことが記載又は記録された文書
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示（不存在）決定
 - 不 開 示 理 由：ア 本件建築確認申請に係る建築物は、市街化区域内にあり、都市計画法第 29 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項第 1 号は適用されないことから、「上記の一件書類のうち農家判定制度に係る都市計画法第 29 条第 1 項第 2 号若しくは同条第 2 項第 1 号に該当する旨の農家判定書」については存在しないため
イ 本件建築確認申請に係る建築物は、市街化区域内にあり、都市計画法第 34 条第 1 4 号若しくは都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ホは適用されないことから、「上記の建築確認を取得して建築した建築物の開発（建築）行為が、農家判定制度に係る都市計画法第 34 条第 1 4 号若しくは都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ホに該当する旨の農家の分家住宅としての農家判定を受けたことが記載又は記録された文書」については存在しないため
- ◎ 審 査 会 の 結 論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判 断 理 由：

1 行政文書の不存在について

異議申立人は、「奈良県高田土木事務所へ提出の建築確認申請書 申請日：平成〇〇年〇〇月〇〇日 確認日：平成〇〇年〇〇月〇〇日 確認番号 〇〇〇〇〇号 建築主 〇〇〇〇 地名地番 大和高田市春日町〇〇丁目〇〇番〇〇 設計者 〇〇〇〇 一級建築士 施工者 〇〇〇〇 1. 上記一件書類のうちの農家判定制度に係る都市計画法第 29 条第 1 項第 2 号又は同条第 2 項第 1 号に該当する旨の農家判定書 2. 上記の建築確認を取得して建築した建築物の開発（建築）行為が、農家判定制度に係る都市計画法第 34 条第 1 4 号又は都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ホに該当する旨の農家の分家住宅としての農家判定書を受けたことが記載又は記録された文書」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

建築基準法に基づく建築確認は、建築主が建築物を建築しようとする場合、当該建築物の建築計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかについて、建築主事等の確認を受けるものである。

異議申立人が開示を求める文書は、本件建築物について、都市計画法第 29 条第 1 項第 2 号若しくは同条第 2 項第 1 号又は同法第 34 条第 1 4 号若しくは同法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ホに係るものであり、これらの規定は建築基準関係規定に該当するため、本件建築物の建築計画は、これらの規定に適合している必要がある。

しかし、これらの規定は、市街化調整区域等の区域内における開発行為又は建築等に適用されるものであり、市街化区域内における開発行為又は建築等に適用されることはない。

実施機関の説明によると、本件建築物は市街化区域に位置しているため、本件建築物の建築について、これらの規定が適用されることはないとのことである。

そうすると、異議申立人が開示を求める文書は、本件建築確認申請において提出を要するものではないと認められる。

これらのことから、当該行政文書を取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、異議申立人が開示を求める文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書等において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成28年	1月19日		
② 決定	平成28年	2月1日	付けで不開示決定	
③ 異議申立て	平成28年	2月3日		
④ 諮問	平成28年	2月12日		
⑤ 経過	平成29年	3月17日	第205回審査会	審議
	平成29年	4月21日	第206回審査会	審議
	平成29年	7月20日	第209回審査会	審議
	平成29年	8月24日	第210回審査会	審議